

第4節 貿易経済協力局	164
貿易経済協力政策	164
1. 2021年度の貿易経済協力政策に関する主な動き（総論）	164
2. 貿易振興政策	164
2. 1. 中堅・中小企業の海外展開支援	164
2. 2. 農水産品輸出	164
3. インフラシステム海外展開	164
4. 通商金融政策	165
4. 1. インフラ案件形成等事業	165
4. 2. 経済協カツールを活用した日本企業支援	165
4. 3. 円借款・海外投融資の継続的制度改革	165
5. 貿易保険	165
5. 1. 引受実績	166
5. 2. 貿易保険の在り方に関する懇談会（第2期）	166
5. 3. 貿易保険法の一部を改正する法律案	166
5. 4. インフラシステム海外展開の取組	166
5. 5. 中堅・中小企業支援	166
5. 6. 第三国連携の推進	166
6. 技術・人材協力政策	167
6. 1. 制度・事業環境整備	167
6. 2. 産業人材育成	167
6. 3. 社会課題解決につながる海外展開支援	167
6. 4. 高度外国人材の受入れ促進	167
7. 投資促進政策	168
7. 1. 対内直接投資の促進	168
7. 2. 国内外企業の協業促進	169
7. 3. 国際課税制度に係る環境整備	169
7. 4. 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）運営事業	170

第4節 貿易経済協力局

貿易経済協力政策

1. 2021年度の貿易経済協力政策に関する主な動き（総論）

新興国を中心とした世界のインフラ需要は高まりを見せている。これらの旺盛なインフラ開発需要を取り込むことにより新興国の経済発展と我が国の力強い経済成長の両方を実現すべく、政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）や、貿易保険等の公的金融機関による支援を最大限活用し、経済協力とインフラシステム海外展開の緊密な連携を図ることは重要である。経済産業省は、我が国産業界や相手国のニーズを踏まえ、円借款、海外投融資、技術協力、貿易保険、民間資金等を有機的に連携させてきた。

また、対内直接投資の拡大は、経営ノウハウや技術、人材などの経営資源の流入を促し、我が国の生産性向上やイノベーション創出、雇用拡大等に資するものである。そこで、政府は、2021年6月に策定された「対日直接投資促進戦略」において、2030年までに対内直接投資残高を80兆円に倍増、GDP比12%とする目標を掲げ、各種取組を強化しており、2021年末時点で対内直接投資残高は過去最高の40.5兆円となるなど、対内直接投資は増加傾向にある。

あわせて、日本企業の円滑な海外事業活動を確保すべく、経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しに係る議論への対応や、租税条約ネットワークの拡充に向けた分析等を行った。

2. 貿易振興政策

2.1. 中堅・中小企業の海外展開支援

2030年までに中堅・中小企業等の「輸出額」＋「現地法人売上高」35.5兆円を目標に掲げ、高い技術力を有し、海外市場で十分に勝負できる潜在力を有する中堅・中小企業の海外展開を推進するため、貿易・投資相談など各種支援を実施した。（最新データである2019年度時点で中堅・中小企業等の「輸出額」＋「現地法人売上高」21.9兆円。）

具体的には、2016年2月に設立した「新輸出大国コンソーシアム」にて、企業のニーズに応じ最適な支援機関や支援メニューを紹介するワンストップサービス、海外事業計画の策定支援から現地での商談へのサポートに至るま

で国内外での切れ目の無いサポート、現地の市場情報の収集、規格・規制対応、英文貿易実務などの実務的な個別課題への対応といった支援を実施した。

また、2019年度から実施している海外の主要ECサイトに日本産品の特設サイトを設置する「ジャパンモール」や、2020年度から本格運用を開始したジェトロの招待バイヤーのみが閲覧できるオンラインカタログサイト「ジャパンストリート」などにより、ECを活用した日本商品の販売支援を実施した。

さらに、2020年度から実施している「中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業」により、ECサイトを運営する国内のプラットフォーム等の海外展開を支援し、プラットフォームに参画する企業等の輸出拡大を促進した。

2.2. 農水産物輸出

「2030年までに農林水産物・食品の輸出額5兆円」を達成するという新たな政府目標の達成に貢献するため、関係省庁、自治体、業界団体等と一体となって農林水産物・食品の輸出を推進した。

具体的には、2017年4月に設立した「日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）」において、和牛、日本茶など特定の品目について、それぞれのターゲットとなる国・地域に向けたプロモーション戦略を策定し、これを事業者と連携して実行した。

また、5兆円目標の達成に向け、マーケットインで輸出に取り組む体制を整備するため、2021年12月に、内閣官房長官を議長とし、経済産業大臣も構成員である「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の改定案を取りまとめ、同月に、内閣総理大臣を本部長とする「農林水産物・地域の活力創造本部」で改訂した。

なお、2021年の農林水産物・食品の輸出額は1.2兆円となり、9年連続で過去最高を更新し、初めて1兆円を超えた。

3. インフラシステム海外展開

拡大する世界のインフラ需要に対し、我が国の質の高いインフラ海外展開を促進することは、我が国の経済成長に

とって重要であるとともに、相手国の経済発展にも貢献するものである。他方、昨今は欧米企業に加え価格メリットのある新興国企業との市場競争の激化が顕著になっている。2020年12月の経協インフラ戦略会議において、「インフラシステム海外展開戦略2025」を決定し、(1)カーボンニュートラル・デジタル変革への対応を通じた経済成長の実現、(2)社会課題解決・SDGs達成への貢献、(3)「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)の実現を目的に、2025年に約34兆円のインフラ受注を目指すことを掲げた。2020年のインフラ受注実績は約24兆円(2021年は集計中)であった。

政府では、新型コロナウイルスの感染拡大による影響や、我が国企業の海外展開を取り巻く国際情勢に顕著な変化が見られていることを踏まえた「インフラシステム海外展開戦略2025」の改定、同戦略の目標達成に向けた省庁横断的な取組を具体化するための「分野別アクションプラン」の策定といった内容を含む「ポストコロナを見据えた新戦略の着実な推進に向けた取組方針」を、内閣官房長官を議長とし、経済産業大臣も構成員である経協インフラ戦略会議にて2021年6月17日に決定した。

経済産業省としては、38件の個別インフラ整備案件をFS事業にて支援した。

4. 通商金融政策

経済産業省は、外務省、財務省と3省体制で、円借款やJICA海外投融資に関し、制度創設・改善、個別案件への供与方針決定等を行っている。

4. 1. インフラ案件形成等事業

2021年度は、アジアやアフリカを中心とする旺盛なインフラ需要を取り込みつつ、日本企業の優れた技術を途上国開発に役立てるため、個別インフラ整備案件のFSを実施した。

具体的な案件として、インド国「インド国・ムンバイ沿岸(バーソバ〜ビラル間)海上道路建設計画調査」、エリトリア国「ハイブリッド型太陽光発電所新設に関する調査事業」等を実施した。

4. 2. 経済協カツールを活用した日本企業支援

アジアやアフリカを中心とする新興国の成長を取り込

み日本経済の活性化につなげるため、円借款、特に我が国の優れた技術を途上国開発に活かす本邦技術活用条件(STEP: Special Terms for Economic Partnership)・タイド条件を効果的に用いることが重要である。

2021年度には世界全体で28件の円借款を供与しているが、そのうちフィリピン「マニラ首都圏地下鉄道事業(フェーズ1)(第二期)」等3件においてSTEP・タイド条件を適用した。

また、JICA海外投融資については、ブラジル「中小零細事業者金融アクセス改善事業」を始め、2012年の本格再開後、53件の供与実績がある。

4. 3. 円借款・海外投融資の継続的制度改革

「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の一環として、円借款の迅速化やSTEPの制度改革を行っている。2020年度には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける発展途上国における経済活動の維持、又は活性化に貢献し、日本経済を下支えすることを目的として、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」を創設した。また、JBICにおける先議を含むJICA海外投融資の審査プロセスについて、産業界の意向を踏まえつつ、日本企業のニーズに透明性と予見可能性をもって迅速に対応するために、運用の見直しを行い、民間企業との不必要な内談や、JICA・JBIC間の非公式協議の廃止、及びJBICにおける先議の前倒しにより、全体期間を大幅に短縮した。

これらの制度改革により、発展途上国の多様なニーズに対応することが可能になるとともに、我が国のインフラシステム海外展開の更なる拡大も期待される。

5. 貿易保険

貿易保険は、日本企業の対外取引(輸出、投資、融資等)に関して、通常の保険によって救済することができないリスクを、国の信用力や交渉力に基づき長期間にわたり収支相償を前提にカバーする保険である。貿易保険では、「非常危険」(戦争、内乱、外貨送金停止等の相手国政府のリスク)と「信用危険」(プロジェクトの破綻等の相手企業のリスク)を引き受ける。貿易保険業務については、各国とも国の事業として実施・強化しており、我が国においては、貿易保険法に基づく特殊会社として、株式会社日本貿

易保険（NEXI）が保険業務を実施している。

5. 1. 引受実績

2021年度は、アフリカ輸出入銀行向け融資案件、エジプト・アラブ共和国発行サムライ債案件等、計約6.9兆円の貿易保険の引受を行った。

5. 2. 貿易保険の在り方に関する懇談会（第2期）

貿易保険の在り方に関する懇談会（第1期・2020年11月取りまとめ）から、国際情勢の変化や気候変動に関する諸外国の政策動向、コロナ対応の長期化など、対外取引をめぐる状況が一段と変化したことに加え、NEXIにおいて判明した法令違反事案を踏まえ、貿易保険制度の充実を図り、我が国企業の対外取引を積極的に後押しするとともにNEXIの適切な業務運営を確保する観点から、有識者や業界関係者等との議論を通して、今後の貿易保険の在り方について検討を行う貿易保険の在り方に関する懇談会（第2期）を実施し、2021年7月30日に報告書の公表を行った。

5. 3. 貿易保険法の一部を改正する法律案

貿易保険の在り方に関する懇談会での取りまとめ内容や我が国企業が国際的な事業展開を安定的に行うことができる環境を整備するため、①新型コロナ等を踏まえた対応、②サプライチェーン強靱化に向けた対応、③国際連携強化に向けた対応、④その他の利用者ニーズを踏まえた対応の観点から、2022年の通常国会に貿易保険法の一部を改正する法律案を提出した。

5. 4. インフラシステム海外展開の取組

「インフラシステム海外展開戦略2025」（3.参照）に基づき、NEXIではカーボンニュートラルやデジタル分野等における産業競争力向上、価値共創パートナーとの国際連携、社会課題解決やSDGs達成への貢献等の重点分野について、積極的な案件形成を支援するため、2020年12月、「LEAD（Leading Technologies & Businesses, Environment & Energy, Alliance, Development）イニシアティブ」を創設した。LEADイニシアティブの対象となる案件は既に複数組成されており、例えば、ア

ラブ首長国連邦ドバイ首長国において実施する廃棄物焼却発電プラント建設・運営プロジェクトに対する融資に対する海外事業資金貸付保険の引受があげられる。本案件は再生可能エネルギーとして位置づけられる廃棄物発電事業であることから、世界の再エネ普及・脱炭素化の推進に資するものである。

5. 5. 中堅・中小企業支援

NEXIが2011年度から構築している「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」は日本全国47都道府県全域に拡大し、提携金融機関数は計110となった（2022年4月時点）。

こうした取組等を背景に、中堅・中小企業及び農林水産業従事者向けの保険商品「中小企業・農林水産業輸出代金保険」の2021年度引受金額は増加し、160億円を超えた。引受件数は3,000件を超えている。

また、2020年度より開始した中堅・中小企業が海外進出を検討する際に取引先候補の情報収集に役立つよう、NEXIは2021年1月に特定国・特定セクターの海外商社（バイヤー）情報一覧の無料提供の取り組みに関し、引き続き多くの事業者の皆様にご利用いただくように普及啓発に取り組む。

加えて、中小企業のニーズに合致した貿易保険の充実を図るため、今般の貿易保険法の一部を改正する法律案の中で「信用状取引保険制度」を創設予定であり、信用力が乏しい海外の企業と取引する中小企業の取組を支援できるようにする予定である。

5. 6. 第三国連携の推進

日本企業の他国企業との第三国における事業展開を支援や我が国と第三国間の輸出取引促進等を行うことを目的として、NEXIは、2021年度に、イスラム諸国向け投資・貿易の拡大を目的に「イスラム開発銀行（Islamic Development Bank: IsDB）」のグループ機関として1994年に設立された国際金融機関であるイスラム投資・輸出保険機関（ICIEC）及び東南アフリカ諸国及びアフリカ開発銀行等が出資する地域開発金融機関である東部南部アフリカ貿易開発銀行（TDB）との間で共同支援案件における協力や定期協議を含めた包括的な協力覚書を、それぞれ締結した。NEXIは今後も国際金融機関や他国・地

域の政府系金融機関との連携を深めることにより、日本政府の外交・通商課題の実現や、インフラ海外展開、経済/資源/食糧の安全保障の観点から二国間・多国間の経済連携強化に資する案件へのファイナンス支援を積極的に行う予定である。

6. 技術・人材協力政策

技術・人材協力政策では、日本の技術や技能、知識の移転を通じて、発展途上国の技術水準の向上と日本企業の海外展開促進のため、発展途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材育成支援等を行っている。

2021年度は、東南アジアやアフリカを始めとした発展途上国の開発課題解決と日本企業の海外展開促進のため、発展途上国における制度・事業環境整備や産業人材育成、社会課題解決及び高度外国人材に係る事業を実施した。

6. 1. 制度・事業環境整備

主に発展途上国の業界団体等を対象に指導や啓発を行うことにより、発展途上国における貿易投資促進に資する制度・事業環境整備を行った。

2021年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し遠隔指導を中心とした研修を実施した。高性能ドローン普及促進（インド）、自動車リサイクル制度構築支援（タイ）、組込みエンジニア育成支援（スリランカ）、Industry4.0に向けた製造業高度化協力支援（ケニア）等について6,375名の研修生に対しオンラインによる遠隔指導を実施し、611名の研修生に対し専門家派遣による研修を実施した。

6. 2. 産業人材育成

発展途上国の産業技術水準の向上や経済発展に寄与するとともに、日本企業の海外展開に必要となる現地拠点を強化するため、発展途上国における民間企業等の現地産業人材の育成を行った。具体的には、特定の技術や知見を有する日本企業の専門家を発展途上国の企業に派遣する専門家派遣事業、発展途上国から民間企業等の技術者や管理者を研修生として受入れる、受入研修を実施した。また新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、オンラインによる研修等も実施した。

2021年度は、ベトナム、フィリピン及びタイ等東南ア

ジアを中心に、産業機械、建設業（設計他）及び自動車関連といった分野を対象に、56名の研修生を受入れたほか、4名の専門家派遣（うち1名はオンライン指導）、オンラインによる研修を約5,400名に対し実施した。

また、ASEAN諸国等の大学で日本企業と連携した実務教育を含む寄附講座の開設や、モディ首相が唱える「メイクインインド」「スキルインド」への貢献として、インド国内において日本式ものづくり学校（JIM）寄附講座（JEC）への取組を実施した。

2021年度は新たに5社がJIMを開講し、合計19社となった。また、2021年度は新たに約200名のインド人の若者が将来の現場リーダーを目指して学び始めた。

6. 3. 社会課題解決につながる海外展開支援

発展途上国における社会課題の解決及び中小企業の海外展開の促進を目的として、中小企業が現地の大学・企業等と共同で取り組む、発展途上国における社会課題解決につながる製品・サービスの開発等の支援を実施した。

2021年度は、ウガンダ等のアフリカを中心に、モバイルマネーによる従量課金型自動井戸料金回収サービスの提供や、現地の医療機関とコミュニティ・ヘルス・ワーカーをつなぐ遠隔診療基盤の構築事業といったビジネスモデルを支援した。

6. 4. 高度外国人材の受入れ促進

（1）高度外国人材活躍推進プラットフォームの動向

2018年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」に続き、2019年6月の「成長戦略フォローアップ」また2021年1月の「アジア未来投資イニシアティブ」に基づき、5年で5万人のアジア高度人材の日本企業及び海外の日系企業への就職機会の提供への支援を発表するなど、国際的な人材獲得競争が激化する中、高度な知識・技能を有する外国人材にとって我が国の生活・就労環境や入国・在留管理制度等がより魅力的となり、かつ、これらの人材が長年にわたり我が国で活躍できるよう、政府横断的に取組を進めていくとされた。

2018年12月、関係省庁連携の下、JETROを事務局として始動した「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」のポータルサイトの関連施策情報やセミナー、ジョブフェアなどのイベント情報の充実を図った。また、2019年4

月に高度外国人材の採用に高い関心を持つ日本企業の情報掲載を開始したことに加え、7月には留学生と企業が直接接点を持てるよう、留学生の就職支援に積極的に取り組んでいる大学の情報掲載を開始した。

さらに2019年4月から、高度外国人材の活用に課題を抱える中堅・中小企業を対象に、専門相談員による伴走型支援を開始し、2022年3月末までに延べ593社に継続的な情報提供・相談対応を実施した。

2021年度は高度外国人材の採用に加え、採用後の活躍支援も拡充した。また、中堅・中小企業向けの支援の利便性向上を図るべく、採用や採用後の活躍支援に関連する教材や支援機関向け指導カリキュラムをe-learning化し、その普及のための準備作業を行った。

(2) 国際化促進インターンシップ

日本の中堅・中小企業に対し、国内外の市場における新たな商機の獲得やイノベーションの創発を実現するため、発展途上国出身の高度外国人材を一定期間受入れるインターンシップの機会を提供した。

2021年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大による影響を考慮し、ベトナム、インドネシア、マレーシア、インド、タイ、カンボジア、モロッコ、ケニアの外国人材と日本企業の間でオンラインインターンシップを実施した。参加した外国人材は日本で働くにあたって有用なビジネスマナー等に関する研修を受講して日本企業で働くことに対する理解を深めるとともに、日本企業に対しては異文化コミュニケーションに関する研修を実施する等、外国人材の受入体制の整備及び海外ビジネス展開のための意識改革を行った。

7. 投資促進政策

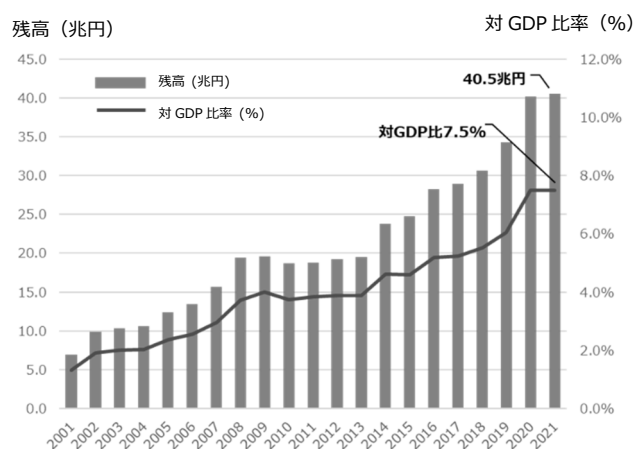
7. 1. 対内直接投資の促進

(1) 対内直接投資の現状

2021年末の対内直接投資残高は、前年比(金額ベース)で0.8兆円増加し40.5兆円となったものの(参照：第1図 対日直接投資残高とGDP比率の推移)、対GDP比率では国際的に極めて低い水準にあり、2021年時点で、イギリスの95.0%、米国の64.6%、フランスの50.0%、ドイツの48.2%、韓国の14.4%に比べ、日本は7.5%にとどまっている(参照：第2図 主要国の対内直接投資残高GDP比率

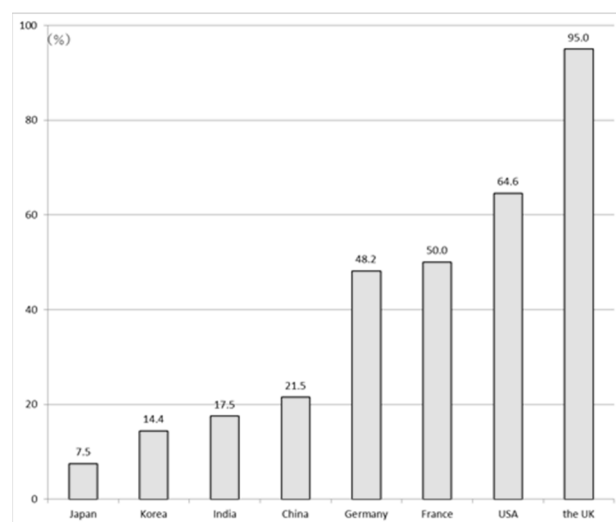
(2021年末))。

第1図 対日直接投資残高とGDP比率の推移



第2図 主要国の対内直接投資残高GDP比率

(2021年末)



【出所】

日本：(残高) 財務省「対外資産負債残高統計」、

(GDP) 内閣府「国民経済計算」

各国：OECD.stat

外国企業誘致にあたっては、引き続き政府一丸となって、外国企業向けの投資環境、外国人向けの生活環境整備等に取り組み、諸外国に遜色ないビジネス環境を整備することが必要である。

(2) 対内直接投資の促進に向けた動き

海外の優れた人材や技術を日本に呼び込み、雇用やイノベーションの創出を図るため、政府は2021年6月に「対

日直接投資促進戦略」を策定し、2030年までに対内直接投資残高を80兆円に倍増、GDP比12%とする目標を掲げた。

2021年度は、外国企業誘致体制整備のため、前年度に引き続き、企業誘致に関する豊富な知識と経験を有する「誘致専門員」等をJETROの国内外事務所に配置し、能動的な誘致活動を展開した。

2018年度に開始した「地域への対日直接投資サポートプログラム」においては、外国企業の投資による地域への新たな経営資源の流入等を促すため、関係府省庁及びJETROが連携して、地方公共団体等による外国企業誘致活動（誘致計画策定、情報発信、個別案件誘致等）をきめ細かく支援している。支援対象自治体数は2021年度末時点で30自治体である。さらに、「地域への対日直接投資カンファレンス（RBC: Regional Business Conference）」をオンラインにて開催した。2021年度はヘルステック、ファクトリーテック、トラベルテックを対象分野に選定し、ヘルステックでは宮城県・三重県・京都市、ファクトリーテックでは福岡県・北九州市・福岡市、トラベルテックでは北海道・京都府が参加した。経済産業省・JETROの支援により、地方自治体を通じて外国企業と地域企業・大学等とのマッチングなどを実施し、地域の魅力的なビジネス環境を世界に向けて発信した。

加えて、地域への対日直接投資を促進するため、外国企業誘致に積極的な地域において、複数の自治体の行政手続や優遇措置に精通し、地場企業とのネットワークを有する「外国企業誘致コーディネーター」を引き続きJETROに配置したほか、地方自治体等の誘致担当者が、外国企業誘致に対する理解を深め、企業誘致に必要なスキルや知見を取得するための実務者向け研修事業を実施した。

進出外資系企業が抱える課題解決に向けた取組としては、外資系企業の国内における人材確保を支援するため、外国人留学生やグローバル人材とのオンラインでの交流会を拡充して開催した。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開幕するタイミングを捉えた情報発信の取組として、2021年7月から9月にかけて、経済産業省及びJETROの主催によりNET ZERO Leaders Summit (Japan Business Conference2021)を開催し、日本の投資環境の魅力やネットゼロ実現に向けた取組を発信した。

7. 2. 国内外企業の協業促進

日本企業と外国企業との協業を促進し、国際的なオープンイノベーションを実現するためのマッチングプラットフォーム「Japan Innovation Bridge (J-Bridge)」を2021年2月JETROに立ち上げた。「J-Bridge」を通じて、デジタル・カーボンニュートラル等重点6分野を対象に、ASEAN、インド、イスラエル、米国、欧州、オーストラリアのスタートアップを含む外国企業と日本企業との協業支援を行った。2021年度末時点で、650社を超える日系企業が「J-Bridge」会員となった。会員向けの支援としては、個別ニーズに応じた外国企業発掘、面談設定、リバースピッチ等のマッチング支援、土業専門家等によるビジネス戦略策定や法務相談等ハンズオン支援を行い、協業等に向けた92件の案件を支援し、6件の協業成功事例が生まれた。また、セミナー、ピッチイベント等のオンラインイベントを99回開催し、1万7,000名以上が参加した。

7. 3. 国際課税制度に係る環境整備

(1) グローバルな潮流と国内制度整備

従来の国際課税ルールが経済のデジタル化に対応できていないとして、OECDでは、BEPS (Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転) プロジェクトの一環として、経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しが検討されている。2021年10月、①多国籍企業の本拠地国等から、消費者やユーザーがいる市場国に対して、物理的拠点の有無にかかわらず課税権の一部を配分すること(第1の柱)、②グローバルに最低法人税率を15%と設定し、軽課税国にある外国子会社等の税負担が最低税率に至るまで、親会社の所在地国等で課税すること(第2の柱)、の2つの柱からなる枠組みについて、136か国・地域が合意した。①については全世界売上が200億ユーロを超え、かつ、利益率が10%を超える多国籍企業が対象とされ、2022年に多国間条約の策定、2023年に適用開始を目指すとしている。②については年間総収入金額が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業に適用され、2022年に各国内法制化(導入は各国の任意)、2023年から順次適用開始を目指しており、我が国の多国籍企業にも影響が生じることが想定される。

こうした観点から、デジタル課税に関するOECDの国

際的議論の国内法化を含め、国内及び海外事業における外国企業との公平な競争環境に資する国際課税の在り方について、産業実態を踏まえて議論すべく、2021年3月に「デジタル経済下における国際課税研究会」を設置し、2021年9月に中間報告書を取りまとめた。

その上で、2021年度において、2021年10月の最終合意やその先の国内法化に当たっては、諸外国の動向も踏まえ、実体ある経済活動を行う企業に対する控除措置や既存の類似措置（外国子会社合算税制）の簡素化等を通じて、日本企業に過度な負担を課さないように配慮しつつ、国内外の企業間の公平な競争環境を整備し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとするよう税制改正要望を行った。2021年12月の令和4年度自由民主党・公明党の税制改正大綱においては、今後国際合意に則った法制度の整備を進めるに当たって、わが国企業等への過度な負担とならないように既存制度との関係などにも配慮しつつ、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討するという点が明記された。

さらに、日本企業の海外での健全な事業活動に過度な負担が及ぶことがないよう、子会社からの配当及び子会社株式の譲渡を組み合わせた国際的な租税回避への対応（子会社株式簿価減額特例）について、本税制の趣旨やビジネス実態を踏まえた所要の見直しを講じるよう税制改正要望を行った。具体的には、いわゆる期中配当がある場合に直前事業年度終了後に増加した利益剰余金を制度の判定上考慮できるようにするとともに、適用回避防止規定の適用対象を見直す措置を講じた。

（2）海外における事業環境整備

昨今、新興国を中心とした進出先国において日系企業が不当な課税を受ける事例が増加しており、現地における事業環境及び利益の再投資に悪影響を与えている。そのため、日系企業が多く進出している国の税制、執行実務、現地日系企業が直面する二重課税等の税務上の課題等に関する調査及び整理を実施した上で、オンラインセミナー及びワークショップを通じて周知活動を行った。

また、進出先国における事業環境整備を進めるためには、租税条約ネットワークを拡充し、海外子会社からの投資所得（配当・利子・ロイヤルティ）等に対する源泉税率の減免、海外での事業活動における課税範囲の明確化、税務紛

争を解決する仕組みの構築等を図ることが重要である。そのため、産業界のニーズも踏まえつつ、新規締結や改正を進めていく国・地域の選定に向けた分析を行った。

2021年度においては、租税条約の改正につきアゼルバイジャンとの間で正式交渉を開始した。また、スイスとの間で租税条約改定議定書に署名し、スペイン、ジョージア、ウルグアイ及びセルビアとの間で新規・改正の租税条約が発効した。

7. 4. 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）運営事業

日本政府は、2020年以降、国際的な人の往来の部分的・段階的な再開に向け、新型コロナウイルスの流行下において、主に感染状況が落ち着いている国・地域を対象とし、相手国政府と十分な協議・調整の上、国際的な人の往来の再開に向けた措置を順次実施してきた。

これらの措置を実施する中、相手国から、入国に必要な条件及び入国後の行動制限緩和の条件の一つとして、新型コロナウイルス感染症の検査結果が陰性であることの証明（検査証明）等が求められる場合があった。

検査を受ける渡航者が、渡航先国の求める検査を適切に実施可能な医療機関を検索し、円滑に検査を受けることのできる体制を直ちに構築することが必要と考え、2020年10月に、厚生労働省と連携し渡航者とTeCOT登録医療機関（TeCOTに登録した海外渡航用検査証明書を発行可能な医療機関）をマッチングする海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）運営事業を開始した。

その後、2021年4月、医療機関をWEBベースで検索・予約できる機能に加え、新たにスマートフォン用アプリ及び検査証明書をPDF形式で発行できるデジタル証明機能を導入し、利用者の利便性の向上を図った。

TeCOT運用開始から2021年度末までにTeCOTポータルサイトでは約300万件のアクセスを集め、TeCOT登録医療機関数は1042機関となった。